

議案第 号

宝塚市立宝塚自然の家条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市立宝塚自然の家条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）11月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立宝塚自然の家条例の一部を改正する条例

宝塚市立宝塚自然の家条例（平成19年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「青少年の心身」を「市民の心身」に、「市民の生涯学習」を「生涯学習」に改める。

第4条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

第6条中「午前9時から午後5時まで」を「午前10時から午後4時まで」に改める。

第7条第1号を次のように改める。

（1）月曜日、火曜日及び水曜日

第8条第1項中「第4条第4号」を「第4条第2号」に改める。

別表屋内活動場の項及び多目的室の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第 号

宝塚市立宝塚自然の家条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市立宝塚自然の家条例(平成19年条例第23号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第1条 豊かな自然環境の中で、野外活動、自然体験、自然環境学習等を通じて<u>青少年の心身の健全な育成</u>を図るとともに、<u>市民の生涯学習</u>に係る機会の提供に資するため、宝塚市立宝塚自然の家(以下「宝塚自然の家」という。)を設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第4条 宝塚自然の家に次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 野外炊事施設</p> <p>(2) <u>屋内活動場</u></p> <p>(3) <u>多目的室</u></p> <p>(4) 天文台</p> <p>(開所時間)</p> <p>第6条 宝塚自然の家の開所時間は、<u>午前9時から午後5時まで</u>とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、開所時間を変更することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p>第7条 宝塚自然の家の休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、休所日を変更し、若しくは臨時に休所日进行、又は休所日に開所することができる。</p> <p>(1) <u>水曜日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(利用許可)</p> <p>第8条 施設(第4条第4号に規定する施設を除く。以下次条及び第15条において同じ。)を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第10条、第21条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 豊かな自然環境の中で、野外活動、自然体験、自然環境学習等を通じて<u>市民の心身の健全な育成</u>を図るとともに、<u>生涯学習</u>に係る機会の提供に資するため、宝塚市立宝塚自然の家(以下「宝塚自然の家」という。)を設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第4条 宝塚自然の家に次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) 野外炊事施設</p> <p>(2) 天文台</p> <p>(開所時間)</p> <p>第6条 宝塚自然の家の開所時間は、<u>午前10時から午後4時まで</u>とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、開所時間を変更することができる。</p> <p>(休所日)</p> <p>第7条 宝塚自然の家の休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、休所日を変更し、若しくは臨時に休所日进行、又は休所日に開所することができる。</p> <p>(1) <u>月曜日、火曜日及び水曜日</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(利用許可)</p> <p>第8条 施設(第4条第2号に規定する施設を除く。以下次条及び第15条において同じ。)を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表(第10条、第21条関係)</p> <p>【別記 参照】</p>

【別記】

(現行)

施設	単位	利用料金
野外炊事施設	1日1基につき	300円
屋内活動場	<u>1日1室につき</u>	<u>2,100円</u>
<u>多目的室</u>	<u>1日1室につき</u>	<u>700円</u>

(改正案)

施設	単位	利用料金
野外炊事施設	1日1基につき	300円